

笠松町クーリングシェルター指定要領

令和6年8月1日

1 目的

気候変動適応法第21条第1項に基づき、熱中症による健康被害の発生を防止するため、熱中症特別警戒情報の発表期間中に開放する「指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）」として、笠松町内の施設を指定することを目的とする。

2 指定要件

クーリングシェルターの指定要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 定期的にメンテナンスされており、施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備があること。
- (2) 熱中症特別警戒情報の発表期間中、あらかじめ公表する開放可能日及び時間帯において、一般開放できること。
- (3) 受入可能人数が同時に適切に滞在できる空間が確保されていること。

3 指定

(1) 公共施設

町長は、2の指定要件を満たす施設について指定することができる。

(2) 民間施設

町長は、クーリングシェルターの指定について、別紙「笠松町民間施設クーリングシェルター指定申込書」の提出があった施設について、2の指定要件を満たすと認めるときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定し、管理者と協定を締結する。

4 指定の期間等

指定の日から指定の属する年度の3月31日までとし、指定を受けた施設を有する者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

5 指定の解除

指定を受けた施設が2の指定要件を満たさなくなった場合または指定を受けた者から指定の解除の申し出があった場合は、4の指定の期間中であっても、町長は指定を解除するものとする。

また、指定を受けた者がクーリングシェルターとしてふさわしくないと認められる場合、町長は指定を解除することができる。

6 公表

3の指定を受けた施設については、その概要を町がホームページ等で公表するものとする。

7 運用の期間

クーリングシェルターとして施設を運用する期間は、指定の日から指定の日の属する年度の10月第4水曜日までとし、翌年度以降は、毎年度4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。

8 留意事項

クーリングシェルターとして指定された施設の運用について、次の事項を可能な限り遵守すること。

- (1) 気温に応じて適当な冷房機器を稼働すること。
- (2) 環境省が発表する熱中症特別警戒情報を取得及び把握すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、クーリングシェルターとして一般に開放すること。(開館または営業時間中に限る。)
- (4) 施設の入口に町が提供するポスターを設置し、クーリングシェルターであることを周知すること。
- (5) 受け入れ可能人数に応じて、休憩できる椅子・ソファ等を配置すること。
- (6) 熱中症予防のため、避難者が持ち込む飲料等による水分補給を可能とすること。

- (7) 熱中症特別警戒情報発表の有無に係わらず、冷房が効いた施設で涼を分かち合い、家庭でのエアコン使用を控える地球温暖化対策の取組みとして、一般への開放に努めること。

9 免責

3 (2) で指定を受けたクーリングシェルターを利用した避難者が、施設に損害を与えた場合であっても町は損害賠償の責任を負わない。